令　和　4　年　度

定額
請負

# 諸口第２住宅（６号館）排水管改修工事外１件

# 設計委託

# 仕　　様　　書

| | |
|---|---|
| 委　託　期　限 | 令　和　4　年　12　月　23　日 |

大阪市住宅供給公社

（担当　　住宅管理部）

# 業務委託概要

１．業務委託名称　諸口第２住宅（６号館）排水管改修工事外１件設計委託

２．業務場所　諸口第２住宅（６号館）　：大阪市鶴見区諸口６丁目６番
諸口北住宅（４・５号館）　：大阪市鶴見区諸口６丁目５番

３．対象建築物概要　諸口第２住宅（６号館）

| 号館 | 階数 | ３ＬＤＫ | ２ＤＫ | ４ＬＤＫ | 身障者向け | 老人向け | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 6 号館 | 6・9 | 70 | 5 | 5 | 2 | | 82 |
| 計 | | 70 | 5 | 5 | 2 | 0 | 82 |

諸口北住宅（４・５号館）

| 号館 | 階数 | ３ＤＫ | ２ＤＫ | みなし住戸 | 身障者向け | 老人向け | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4 号館 | 8 | 93 | 8 | 2 | | | 103 |
| 5 号館 | 9 | 63 | 9 | | | | 72 |
| 計 | | 156 | 17 | 2 | 0 | 0 | 175 |

※ 下記住戸配置図参照

４．設計概要　・工事内容：改修工事　（　排水管改修　工事）
● 機械設備工事　● 電気設備工事
○ 昇降機設備工事　○ ガス設備工事
○ 通信設備工事

５．委託内容　本業務委託は、上記住宅における排水管改修工事の実施設計であり、現地調査、図面作成及び数量表作成等の設計業務に必要な事項一式を行うものとする。

また、本業務委託は、本仕様書に基づき実施するものとし、記載なき事項については、監督職員の指示によるものとする。

（別紙）

【住戸配置図】

諸口第２住宅（６号館）

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 908 | 907 | 906 | 905 | 904 | 903 | 902 | 901 |
| | | 808 | 807 | 806 | 805 | 804 | 803 | 802 | 801 |
| | | 708 | 707 | 706 | 705 | 704 | 703 | 702 | 701 |
| 610 | 609 | 608 | 607 | 606 | 605 | 604 | 603 | 602 | 601 |
| 510 | 509 | 508 | 507 | 506 | 505 | 504 | 503 | 502 | 501 |
| 410 | 409 | 408 | 407 | 406 | 405 | 404 | 403 | 402 | 401 |
| 310 | 309 | 308 | 307 | 306 | 305 | 304 | 303 | 302 | 301 |
| 210 | 209 | 208 | 207 | 206 | 205 | 204 | 203 | 202 | 201 |
| 集会室 | ピロティ | 108 | 107 | 106 | 105 | 104 | 103 | 身 | 身 |
| ４ＬＤＫ | ２ＤＫ | ← | | | ３ＤＫ | | | | → |

諸口北住宅（４号館）

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 801 | 802 | 803 | 804 | 805 | 806 | 807 | 808 | 809 | 810 | 811 | 812 | 813 |
| 701 | 702 | 703 | 704 | 705 | 706 | 707 | 708 | 709 | 710 | 711 | 712 | 713 |
| 601 | みなし | 603 | 604 | 605 | 606 | 607 | 608 | みなし | 610 | 611 | 612 | 613 |
| 501 | 502 | 503 | 504 | 505 | 506 | 507 | 508 | 509 | 510 | 511 | 512 | 513 |
| 401 | 402 | 403 | 404 | 405 | 406 | 407 | 408 | 409 | 410 | 411 | 412 | 413 |
| 301 | 302 | 303 | 304 | 305 | 306 | 307 | 308 | 309 | 310 | 311 | 312 | 313 |
| 201 | 202 | 203 | 204 | 205 | 206 | 207 | 208 | 209 | 210 | 211 | 212 | 213 |
| 101 | 102 | 103 | 104 | 105 | 106 | 107 | ピロティ | 108 | 109 | 110 | 111 | 112 |
| ← | | | | | ３ＤＫ | | | | | | → | ２ＤＫ |

諸口北住宅（５号館）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 901 | 902 | 903 | 904 | 905 | 906 | 907 | 908 |
| 801 | 802 | 803 | 804 | 805 | 806 | 807 | 808 |
| 701 | 702 | 703 | 704 | 705 | 706 | 707 | 708 |
| 601 | 602 | 603 | 604 | 605 | 606 | 607 | 608 |
| 501 | 502 | 503 | 504 | 505 | 506 | 507 | 508 |
| 401 | 402 | 403 | 404 | 405 | 406 | 407 | 408 |
| 301 | 302 | 303 | 304 | 305 | 306 | 307 | 308 |
| 201 | 202 | 203 | 204 | 205 | 206 | 207 | 208 |
| 101 | 102 | 103 | 104 | 105 | 106 | 107 | 108 |
| ← | | ３ＤＫ | | | | → | ２ＤＫ |

# 排水管改修工事設計委託特記仕様書

1　特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、○印の付いたものについては、●印を適用する。

2　業務の実施

（１）一般事項

ａ 本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、公共建築設計業務委託共通仕様書（平成２８年４月　大阪市都市整備局）による。

ｂ 実施設計業務は、提示された既設物の図面を含む設計与条件及び適用基準によって行う。

ｃ 積算業務は、公社職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

ｄ プロポーザル方式により設計業務を受託した場合は、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

ｅ 業務の実施にあたっては、建築基準法に代表される建物及び工作物に関する法令を遵守する。

（２）管理技術者の選任

業務の実施にあたっては、次の資格要件のいずれかを有する管理技術者を適切に配置した体制とする。管理技術者は、受注者に所属する者を配置しなければならない。

ａ 管理技術者の資格要件

① 建築士法第５条の規定に基づく一級建築士又は二級建築士の登録を受けている者。

② 建築士法第２条第５項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者。

③ 公共住宅建設工事共通仕様書（公共住宅事業者等連絡協議会）又はそれに準ずる仕様を適用した設計業務を実施した経験を有する者。

④ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事）（国土交通省大臣官房官庁営繕）又はそれに準ずる仕様を適用した設計業務を実施した経験を有する者。

ｂ 上記の資格要件については、その証明書を管理技術者通知書に添付し提出する。

（３）打合せ及び記録

打合せは、次の時期に行う。

ａ 業務着手時

ｂ 打合せ記録提出時

ｃ その他、監督職員又は管理技術者が必要と認めた時

（４）設計与条件

当該工事の工事概要及び工事内容は、下記のとおりとし、詳細については添付の参考図を参考とする。

・ 現地調査は、改修に伴い行う全ての作業箇所（住戸、ピロティなど）の調査を行う。

・ 住戸内台所、浴室及び洗面器の衛生機器接続トラップから、屋外第１排水会所接続までの排水管を新設する。汚水管は工事対象外とする。
・ 上記排水箇所の新設排水立管は、１住戸（１系統）１本とする。
・ 新設排水横枝管の露出部分は最小限に留めるよう努める。
・ 配管が建物構造体を貫通する箇所は、建物強度に影響のない箇所とし、既設給水管等の障害となる配管は迂回する。
・ 既設配管は原則として撤去するが、床板の撤去範囲に多大な影響を及ぼす場合は放棄とする。
・ 屋上伸長通気管のスラブ（屋上防水部分）貫通部は既設管を再利用し、通気ロベンドキャップ及び接続通気管は撤去新設する。
・ 新設排水管の口径は、排水負荷計算に基づき決定する。
・ 天井板撤去に伴う照明器具の脱着又は移設その他新設配管に伴うスイッチ及びコンセント類の移設は、必要に応じて実施する。
・ その他監督職員の指示による。

記載のない事項であっても、本施設の目的を達成するために必要な事項については、本業務委託で設計を行う。

（５）適用基準等

下記の各基準の最新年度版を適用する。

ａ 設計

● 公共住宅建設工事共通仕様書
● 公共住宅改修工事共通仕様書
● 公共建築工事標準仕様書（機械設備・電気設備工事編）
● 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事・電気設備工事編）
○ 標準図（大阪市住宅供給公社）
○ 雑詳細図（大阪市住宅供給公社）
● 関係法令等
○ その他

ｂ 積算

● 公共建築工事積算基準・同解説
● 公共住宅機械設備工事・電気設備工事積算基準
○ その他

注）特記なきものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

3　成果物

（１）設計

ａ 図面

● 機械設備図　　○ ガス設備図
● 電気設備図　　○ 通信設備図
○ 昇降機設備図　　○ その他

詳細については別紙参照のこと。

b 各種計算書

○ 給水量等の算定計算書　　○ 各種計算書（電気関係）

○ 水槽類の容量算定計算書

○ ポンプ類の決定計算書

● 配管・ダクト径の決定計算書

○ 水量等算定計算書

○ その他

（２）積算

● 機械・電気設備工事積算数量算出書

● 機械・電気設備工事積算内訳書（RIBC２）

● 複合単価作成資料

● 見積徴収並びに見積一覧及び見積検討資料の作成

○ その他

（３）その他

● 関係諸官庁及び関係団体との打合せ議事録

● 公社職員との打合せ議事録

● 現場調査に係わる記録書及び写真等

○ その他

4　提出部数等

（１）設計

| | | |
|---|---|---|
| ○ 設備設計原図 | １部 | |
| ● 設備設計原図のＣＤ－Ｒ（電子データ） | １枚 | |
| ● 機械・電気設備各種計算書 | １部 | （電子データとも） |
| ● 機械・電気設備工事積算数量算出書 | １部 | （電子データとも） |
| ● 機械・電気設備工事拾い図面 | １部 | |
| ● 機械・電気設備工事積算内訳書（RIBC２） | １部 | （電子データとも） |
| ● 複合単価作成資料 | １部 | （電子データとも） |
| ● 複合単価（代価表・別紙明細書を含む。）等 | １部 | （電子データとも） |
| ● 見積徴収及び見積一覧表（３社分以上） | １部 | |
| ● 見積検討資料 | １部 | （電子データとも） |
| ○ その他（ | １部 | |

（２）設計図について

a 設計図の大きさ（ＰＤＦ）

● Ａ１判

○ Ａ２判

b 様式

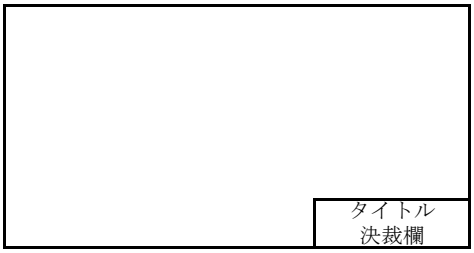


決裁欄は監督職員の指示による。

（３）設計原図の電子納品

ａ 提出はＣＤ－Ｒによる。（オリジナル及びＤＸＦ形式ファイルにて各１部）

ｂ ＣＡＤデータ（オリジナル形式）をＰＤＦ形式に原寸のまま変換し、上記ａのＣＤ－Ｒで提出。

ｃ ＣＡＤデータの一覧表を作成する。

ｄ 図面名称記号をつける。

ｅ ウィルスチェックを行う。

5　その他

（１）貸与物

下記のものは、監督職員から貸与する。ただし、業務の履行目的以外には使用しないこと。

○ 排水管改修工事、設計ＣＡＤ図

○ 雑詳細図

○ 標準図

● 各種書式

● 既存建物図面（現存するうちで可能な限りのマイクロデータのコピーとする。）

○ 同種工事の参考図面

（２）その他

・ 図面構成は、工事内容が全てわかるものとし、必要図面及び縮尺は監督職員の指示による。

・ 現地調査が必要な場合は、監督職員に事前に申し出てその許可を得る。

・ 現地調査を行う場合は、身分を証明するものを必ず携帯し、また地元住民の支障とならないようにする。

・ 前記提出物の作成にかかる費用は、受注者の負担とする。

・ 本業務で知り得る情報については、住宅入居者、工事関係者その他外部の者に漏洩することを禁ずる。

# 一括再委託等の禁止に関する特記仕様書

1　業務委託契約書第 15 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

（1）委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2　受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース及び資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない（ただし、個人情報を含むものを除く。）。

3　受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、事前に書面により発注者の承諾を得なければならない。

4　受注者は、業務を再委託する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にするとともに、再委託の相手方に対して適切な指導及び管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置中の者又は大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

# 特記仕様書

（法令等の遵守）

第1条　受注者及び受注者の役職員は、この契約業務の履行に際しては、常に法令等を遵守し、公正な職務執行に当たるとともに、公益通報（職務の執行に関する事実であって、法令等に違反するもの、人の生命、身体又は財産に危険が生ずるおそれがあるもの、環境を害するおそれがあるものその他不適正なもの（以下「通報対象事実」という。）が生じ、又は生じるおそれがある旨を通報することをいう。以下同じ。）に適切に対処しなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条　受注者は、この契約業務について公益通報を受けたときは、速やかに公益通報の内容を発注者（大阪市住宅供給公社（以下「公社」という。）総務部総務課）へ報告しなければならない。

2　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実の調査に協力した者から、公益通報をしたこと又は公益通報に係る通報対象事実の調査に協力したことを理由として、公社又は公社の役職員から不利益な取扱いをされた旨の申出（書面により具体的な事実を摘示してされたものに限る。）を受けたときは、当該申出の内容を発注者（公社総務部総務課）へ報告しなければならない。

3　発注者とこの契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（公社総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条　受注者及び受注者の役職員は、発注者が行う公益通報に係る通報対象事実の調査及び不利益取扱いに係る申出についての調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る秘密の保持）

第4条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（個人情報等の保護に関する受注者の責務）

第5条　受注者は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、個人情報保護の重要性に鑑み、公社個人情報保護基本規程、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

2　受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3　万一、個人情報等の漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合は、受注者は直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（個人情報等の管理義務）

第6条　受注者は、発注者から提供された資料等、貸与品等及び業務を行う上で得られた、又は成果物の作成のために受注者の保有する記録媒体（光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。）上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録するなど、適正に管理しなければならない。

2　受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な

保管室に格納する等適正に管理しなければならない。
3　受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返還等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を文書により発注者に報告する等、適切な対応をとらなければならない。
4　受注者は、発注者が求めた場合は、発注者へ記録媒体等を返還しなければならない。
5　受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第1項の管理記録を発注者に提出しなければならない。
6　第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで業務を中止させることができる。

（目的外使用の禁止）
第7条　受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を、他の用途に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（再委託・外部持出しの禁止）
第8条　受注者は、個人情報等を取り扱う業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者から文書による同意を得た場合は、この限りでない。
2　受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはならない。

（複写複製の禁止）
第9条　受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者から文書による同意を得た場合は、この限りでない。
2　前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第6条を準用する。

（個人情報等の保護状況の検査の実施）
第10条　発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。
2　受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。
3　第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、作業を中止させることができる。

（違反行為の是正等）
第11条　発注者は、受注者が第5条から第9条の規定に違反していると認めるときは、その行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。
2　発注者は、受注者が前項に規定する求めに従わないときは、事実の公表を行うことができる。

（契約の解除及び損害賠償の請求）
第12条　発注者は、次のいずれかに該当するとき、受注者に対し、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。
(1)受注者が、第3条に規定する調査若しくは第10条に規定する検査又は前条に規定する措置の求めに正当な理由なく協力せず、又は従わないとき
(2)この契約による業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責めに帰すべき理由による漏えい、滅失、き損等があったとき
(3)前各号に掲げる場合のほか、この特記仕様書に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき

# 暴力団等の排除に関する特記仕様書

1　暴力団等の排除について

(1)　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市住宅供給公社（以下「公社」という。）契約関係暴力団排除措置要綱（以下「要綱」という。）第２条第４号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2)　受注者は、要綱第２条第８号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

　また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3)　受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から要綱第２条第９号に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る公社の監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

　また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4)　受注者及び下請負人等が、正当な理由なく公社に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、公社競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5)　受注者は、第３号に定める報告及び届出により、公社及び大阪市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6)　発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じる。

2　誓約書の提出について

　受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合は、この限りでない。

業務委託名称　諸口第２住宅（６号館）排水管改修工事外１件設計委託

委託費総額　円

委　託　費　円

消費税及び地方
消費税相当額　円